平成２１年（フ）第６７０号
大阪府泉佐野市鶴原１丁目１番11―101号
債務者　高尾　利廣
1　決定年月日時　平成21年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第６７１号
大阪府和泉市唐国町２丁目13番47―201号
債務者　丸尾めぐみ
1　決定年月日時　平成21年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第６７３号
大阪府貝塚市木積1968番地の６マンションアイム202号
債務者　小笠原かおり
1　決定年月日時　平成21年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第６７４号
大阪府泉大津市寿町12番21号
債務者　山下　一喜
1　決定年月日時　平成21年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第６７６号
大阪府岸和田市藤井町１丁目３―25、住民票上の住所大阪府岸和田市沼町18番25号
債務者　関本　陽子
1　決定年月日時　平成21年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第６７８号
大阪府和泉市山荘町1707番地の１－２－Ｃ
債務者　田中　紀子
1　決定年月日時　平成21年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第６８１号
大阪府岸和田市上松町1041番地の14
債務者　道志　　顕
1　決定年月日時　平成21年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第６８３号
大阪府泉南市信達大苗代62番地泉南一丘団地38棟503号、前住所大阪府泉南市信達市場1902番地の10
債務者　三浦佳愛子（旧姓徳永）
1　決定年月日時　平成21年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第６８４号
大阪府泉南市信達大苗代62番地泉南一丘団地20棟306号、前住所大阪府泉南市信達大苗代62番地泉南一丘団地74棟103号
債務者　首藤千賀子（旧姓寺田）
1　決定年月日時　平成21年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第６８５号
大阪府泉佐野市鶴原1946番地鶴原中央住宅８―405
債務者　北林由美子
1　決定年月日時　平成21年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第２１５号
岡山県倉敷市東塚４丁目16番43号
債務者　青木　　歩
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第２４５号
岡山県倉敷市広江６丁目７番38号　スカイコーポ101
債務者　渡邊　純子（旧姓箱崎）
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第２５５号
岡山県倉敷市福田町福田2374番地１
債務者　鈴村はつ美
1　決定年月日時　平成21年７月29日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第２６２号
岡山県総社市溝口252番地１　メゾン・ド・ソレイユ202号室
債務者　道山　尚弘
1　決定年月日時　平成21年７月29日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第１１７号
山口県山陽小野田市くし山２丁目１番48号
債務者　川上　千草
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第１２２号
香川県丸亀市飯山町東坂元1215番地42
債務者　新宅　和夫
1　決定年月日時　平成21年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第１２５号
香川県善通寺市原田町853番地　狩野アパート２号
債務者　矢原　正治（旧姓藤田）
1　決定年月日時　平成21年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
高松地方裁判所丸亀支部